

○公立大学法人新見公立大学修学支援事業基金規程

平成28年9月1日

規程第114号

改正 平成31年4月1日規程第114号

令和2年4月1日規程第114号

(設置及び目的)

第1条 公立大学法人新見公立大学（以下「本学」という。）に入学した学生に対し、次に掲げる学生支援の実施を目的として、本学に公立大学法人新見公立大学修学支援事業基金（以下「基金」という。）を置く。

- (1) 経済的理由により修学困難にある学生に対し、新見公立大学ふるさと育英奨学金（以下「育英奨学金」という。）を給付すること。
- (2) 学生の健康的、文化的及び衛生的な修学並びに効果的、効率的かつ発展的な地域との連携などの学生活動に資する費用（以下、「学生支援支出金」という。）を支出すること。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 本学から基本金及び追加補給金として交付する資金の額
- (2) 学生支援の要素を持った寄附金として本学が受け入れた額
- (3) 前2号に掲げる資金又は寄附金から生ずる運用益の額

(管理)

第3条 基金は、理事長が管理する。

- 2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。
- 3 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 4 基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

(処分)

第4条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、預入金融機関等が預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第49条第2項の規定による保険事故を起こした場合にも、処分することができる。

(事業年度)

第5条 この基金による事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第6条 基金の運用に係る事務は、総務課において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月1日規程第114号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規程第114号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。